

2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、2023年5月8日から5類感染症へ位置づけが変更され、学校保健安全法施行規則の一部も改正されましたので、今後の対応は下記のとおりとなります。

(1) 新型コロナウイルス感染症は、学校感染症の第二種感染症となり、出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

(2) 濃厚接触者としての特定は行いません。

(3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、無理をして登校しないで自宅で休養することが重要です。

上記基準に則り、「新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取り扱いについて」を変更します。

新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止（公欠）として取り扱います。

※以下の事由に該当する事象が発生した場合は、速やかに所属のコース担任へ連絡してください。

※「公欠届」により欠席となった授業回数については、「出席」となるわけではありません。出席停止として記録し、出席回数分母から減じます。

※新型コロナウイルス感染症に係る公欠が原因となって、出席回数が基準に満たない場合等は、補講や課題等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行いますので、所属のコース担任へ相談してください。

事由	必要書類	手続き時期	登校停止（公欠）期間
新型コロナウイルス感染症に 感染 した場合 (検査で陽性となった場合)	新型コロナウイルス感染症 罹患証明書	登校可能となった後速やかに必要書類をコース担任へ提出	「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」 ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。